

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

債権回収のための債務者の財産の調査

- 1 令和2年4月1日から改正民事執行法が施行されており、債務名義がある債権を回収するために必要となる債務者の財産の調査が行いやすくなっています。
- 2 債務名義とは、権利判定手続によって作成された債権者の給付請求権の存在を公証する文書であり、例えば、確定判決、家事審判、裁判上の和解における和解調書、民事調停・家事調停における調停調書、執行受諾文言のある公正証書(執行証書)等の文書が債務名義になります。

確定判決等の債務名義がある場合には、債務者の財産を差し押えるといった強制執行手続により、債権の回収を図ることができます。
- 3 もっとも、債務者がどのような財産を持っているか分からなければ、財産の差押えができません。そのため、改正民事執行法では、債務名義を有する債権者が債務者の財産を調査する手段として、「財産開示手続」の内容が見直されるとともに、「第三者からの情報取得手続」が新設されました。
- 4 財産開示手続とは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、裁判所が財産開示手続の実施決定をして債務者を裁判所に呼び出し、非公開の期日において、債務者に宣誓させた上で自己の財産について陳述させる手続です。

改正前は、債務名義が、仮執行宣言付き判決、執行証書、及び、確定判決と同一の効力を有する支払督促である場合には、財産開示手続の申立てができませんでした。改正法では、債務名義の種類による申立権者の限定がなくなりました。

また、財産開示義務者が、正当な理由なく期日

- に出頭しない場合や、期日において宣誓を拒んだ場合、又は、宣誓をした財産開示義務者が、正当な理由なく陳述を拒んだり、虚偽の陳述をした場合の制裁について、改正前は、30万円以下の過料に処するとされていましたが、改正後は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑罰を科すとされ、罰則の強化により、実効性が高められました。
- 5 また、改正法では、次の①②③の第三者からの情報取得手続の制度が新設されました。
 - ① 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、裁判所が、東京法務局に対し、債務者名義の**不動産の情報**の提供を命じる(令和3年5月1日から施行済み)。
 - ② **婚姻費用・養育費の支払請求権**や**人の生命・身体**の侵害による**損害賠償請求権**についての執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、裁判所が、市町村や日本年金機構等に対し、債務者への給与支払者の名称・住所という**給与債権に係る情報**の提供を命じる。
 - ③ 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、裁判所が、銀行等の金融機関に対し、債務者の有する**預貯金債権**の存否・取扱店舗・債権の種別・口座番号・金額という**預貯金債権に係る情報**の提供を命じる、又は、振替機関及び口座管理機関に対し、債務者の有する**振替社債等**(社債・国債・地方債・投資信託・株式・新株予約権等)の存否・銘柄・額又は数という**振替社債等に係る情報**の提供を命じる。
 - 6 上記①②は、申立て前3年以内に財産開示期日が実施されたことが要件になっていますが(財産開示手続の前置)、上記③は、財産開示期日が実施されていなくても認められます。